花火大会等を開催する際の手続きについて

花火大会等で煙火を消費するには市長の許可を受ける必要があります。
ただし、その「目的」「種類」「数量」に応じて、許可を受けずに消費できる場合があります。下記の表によりご確認ください。

<table>
<tr><th>目的※1</th><th>種類※2</th><th colspan="3">数量 ※3</th></tr>
<tr><td rowspan="4">信号
又は
観賞</td><td>打揚煙火（直径６cm以下）</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">75個</td></tr>
<tr><td>打揚煙火（直径６cmを超え10cm以下）</td><td></td><td rowspan="2">25個</td></tr>
<tr><td>打揚煙火（直径10cmを超え14cm以下）</td><td>10個</td></tr>
<tr><td>仕掛煙火に使用する炎管の数（ナイヤガラ、文字仕掛等）</td><td colspan="3">200個</td></tr>
<tr><td rowspan="3">演出
効果</td><td>仕掛煙火（原料の火薬若しくは爆薬が15g以下）</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">85個</td></tr>
<tr><td>仕掛煙火（原料の火薬若しくは爆薬が15gを超え30g以下）</td><td></td><td rowspan="2">35個</td></tr>
<tr><td>仕掛煙火（原料の火薬若しくは爆薬が30gを超え50ｇ以下</td><td>5個</td></tr>
</table>

数量により判定

<table>
<tr><th>左表の数量</th><th>手続き※4</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１種類でも超える場合</td><td>「火薬類消費許可申請」
→消防局へ申請</td></tr>
<tr><td>「煙火打上げ／仕掛け届出」
→管轄消防署へ届出</td></tr>
<tr><td>すべて以下の場合</td><td>「煙火打上げ／仕掛け届出」
→管轄消防署へ届出</td></tr>
</table>

種類※2が「がん具煙火」の場合

「火薬類消費許可申請」及び「煙火打上げ／仕掛け届出」は必要ありません。ただし、複数を束ねて同時に点火する等、消費方法によっては「仕掛煙火」として扱う場合がありますのでご注意ください。

各用語の説明

※1 **信号**…競技会の開催合図等
観賞…花火大会等
演出…映画、放送番組の制作、演劇、音楽等の芸能の公演、スポーツの興行、博覧会等

※2 **打揚煙火**…主に打揚筒から球状の玉を打ち揚げ上空で開花する煙火
仕掛煙火…主に紙状の筒に火薬が詰められている煙火（ナイヤガラ、文字仕掛、噴出煙火等）
がん具煙火…一般的におもちゃ花火と呼ばれ、安全性に関する基準に適合していることを公益社団法人日本煙火協会が検査し、「SFマーク」が付けられているもの。

※3 **数量**…同一の消費地において一日につき消費される数量

※4 **「火薬類消費許可申請」**…花火大会等で打揚煙火や仕掛煙火の消費許可を受けるための申請
「煙火打上げ／仕掛け届出」…がん具煙火を除く煙火の打上げ、仕掛けを行う場合の届出

上記のほか、消費場所に応じて「危険物品の持ち込みの許可申請」が必要となる場合や、がん具煙火を消費する際に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」が必要となる場合もあります。
また、消防以外の各関係機関との調整が必要となる場合もあります。

詳細につきましては下記URLのホームページにてご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら下記の連絡先へお問い合わせください。
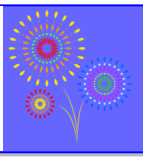
大阪市消防局　予防部　規制課　保安担当
〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54　Tel 06-4393-6266
https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000562629.html